

事業系指定収集袋の販売店舗及び種類と価格

●販売店舗は右の二次元コードからご確認ください。



販売店一覧
(市HP)

●種類と価格

種類	袋の色	10L	20L
可燃ごみ専用袋	灰色	650円/10枚	1,300円/10枚
不燃ごみ専用袋	紫色	-	1,300円/10枚



紙資源の持ち込み場所（無料）



【持ち込み可能な紙資源(5品目)】

- ダンボール ●書類(雑誌・雑紙) ●新聞 ●シュレッダー紙 ●紙パック

【登録のいない持ち込み場所】

- 戸吹清掃工場 住所:戸吹町1916
- 館クリーンセンター 住所:館町2700
- 南大沢清掃事業所 住所:南大沢3-20



紙資源の持ち込みについて
(市HP)

【登録の必要な持ち込み場所】

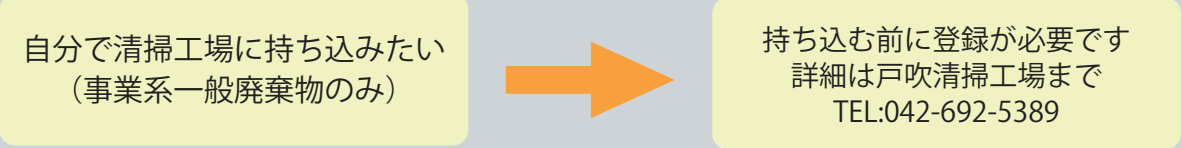
- 浅川事務所 住所:高尾町1652-1
- 館事務所 住所:館町156
- 旧由木支所跡地 住所:下柚木498
- 加住事務所 住所:加住町1-170-2
- 元八王子事務所 住所:大楽寺町419-1
- 旧北野清掃工場 住所:北野町596-8
- 由井事務所 住所:片倉町119-4

※持ち込み時間等の詳細はホームページをご確認ください。
※機密書類、個人情報等の漏えいの責任は負いかねますので、ご了承ください。

参考 一般的な事業系ごみの出し方（本制度を利用しない場合）



※業者に委託(収集・処分)する場合は、適正な許可を有しているか確認してください。



※産業廃棄物(プラスチックや金属等)は市の清掃工場に搬入できません。

問い合わせ 産業廃棄物について:八王子市環境部廃棄物対策課 TEL:042-620-7458
処理業者を探す場合は:八王子市環境資源循環協会(遠藤商会) TEL:042-344-5957

登録制

八王子市
少量排出事業系ごみ収集制度

【事業系ごみとは】

事業活動に伴って生じるすべてのごみのことです。
事業者には**自らの責任**で適正に処理することが義務付けられています(廃棄物処理法第3条)。
そのため、**家庭ごみと同じようには捨てるできません。**

【本制度の収集対象は?】

排出するごみが少量かつ小規模の事業者から排出されるごみで、ご家庭でも排出されるようなごみについては、本制度に登録することで、特例的に市が収集を行っています。

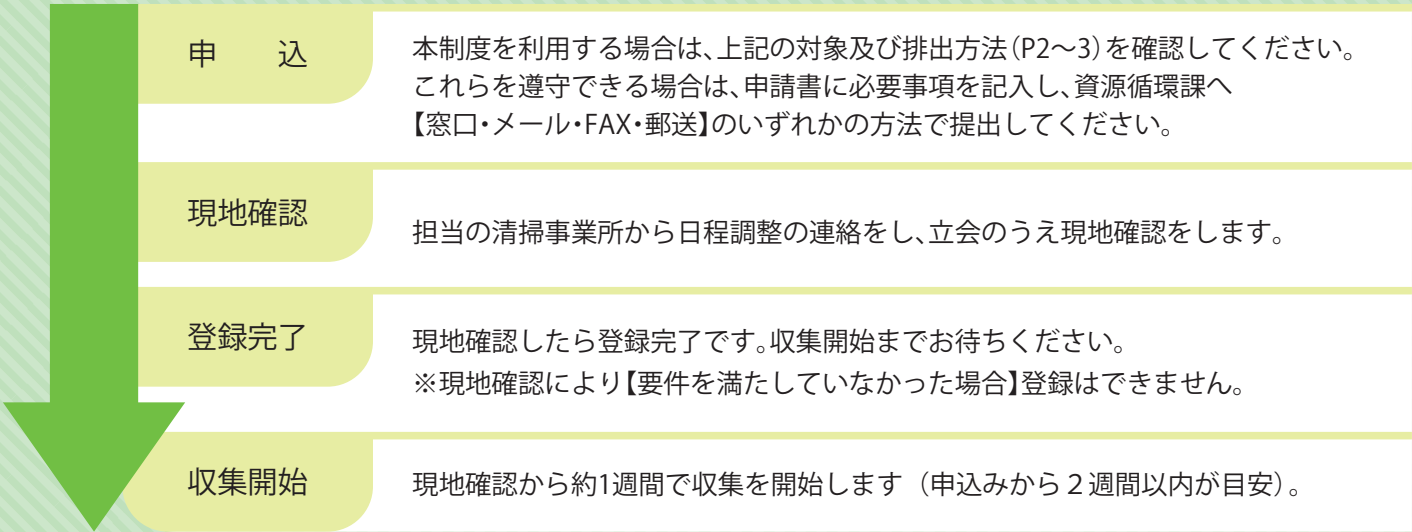
【本制度を利用できる事業者】

- 小規模(排出量が少ない)の事業者
- 1回につき 可燃ごみ 60L以下(週2回) 不燃ごみ 20L以下(4週に1回)
- ※出せるものはP2~3を参照
- ※大規模事業者(事業用途に供する面積が3,000㎡以上の建築物)及び同建築物内に入るテナントは本制度の対象外です。

本制度について
(市HP)



少量排出事業系ごみ収集制度～申込みから収集開始まで～



申込み・問い合わせ先

八王子市環境部資源循環課
〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号
TEL:042-620-7256 FAX:042-626-4506
Eメール:b113000@city.hachioji.tokyo.jp

※八王子市ホームページ内にも登録申請書があります。



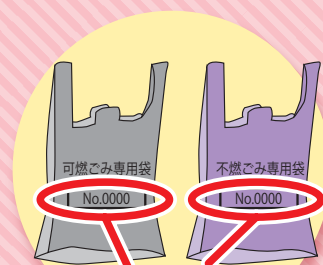
八王子市 少量排出 検索

登録内容の確認・変更・中止する場合も、資源循環課にご連絡ください。

～出せるもの～

以下に記載のあるもの以外は市では収集しません（一般的に家庭で排出されないものは収集できません）。
収集上限を超える場合や記載のない品目を廃棄する場合は専門業者に委託する等、適正に処理してください。

ごみ



登録番号または
事業所名を記載

※空のペットボトル、
びん、缶はなるべく
購入した店に返却
してください。



可燃ごみ 1週間に2回

収集上限: 1回につき60Lまで



事業系可燃ごみ専用袋 に入れて出してください。



不燃ごみ 4週間に1回

収集上限: 1回につき20Lまで



事業系不燃ごみ専用袋 に
入れて出してください。



有害ごみ 4週間に1回

乾電池 / ボタン電池



収集上限:
1回につき1袋まで
重さ: 1kgまで
(単1電池10本程度)

蛍光管



収集上限:
1回につき1袋まで
重さ: 400gまで
(120cm蛍光管2本程度)

事業系不燃ごみ専用袋 に

品目ごと、別の袋に入れて出してください。

※スプレー缶やカセットボンベは出せません。

紙資源

雑誌・雑紙 2週間に1回

収集上限: 1回につき2束まで
(1束の高さは30cmまで)



登録番号または事業所名を記載

※小さな雑紙やシュレッター紙などの
細かい紙は、紙袋や封筒に入れるなど
して出してください。
(ビニール袋に入れないでください)
※個人・法人情報等の漏洩の責任は負い
かねますので、ご了承ください。

ダンボール 2週間に1回

収集上限: 1回につき2束まで



登録番号または
事業所名を記載

1束は1辺の長さ70cm、高さ10cmまで
※粘着テープはなるべくはがしてください。

新聞 4週間に1回

収集上限: 1回につき4束まで
(1束の高さは30cmまで)



登録番号または
事業所名を記載

※新聞折込広告は新聞と一緒に
出すことができます。

紙パック 2週間に1回

収集上限: 1回につき2束まで (1束10枚まで)



登録番号または
事業所名を記載

※開いて、乾かしてください。

出し方

収集日・時間

- 収集日はお渡しするカレンダーを確認し、
収集日当日の朝8時30分までにしてください。



カレンダー
(市HP)

出す場所

- 原則として公道に面した敷地内に出してください。
- ビルについては、管理者と調整し、公道に面した適切な場所を確保してください。

その他

- 事業所がお住まいと一緒に場合は、生活から出るごみは家庭用指定収集袋を使用し、**事業活動から出るごみについては事業系指定収集袋**を使用してください。
- 排出方法等でルール違反のごみは収集しません。状況により、調査・訪問指導をすることがあります。

出すときの注意点

- ごみは指定収集袋の枠内に、紙類はわかりやすい場所に
登録番号もしくは事業所名を必ず記載してください。
- ごみを出す際は袋の口をしばってください。
- **指定収集袋に入りきらないごみや5kgを超えるものは収集しません。**
- 市の清掃施設で処理ができないものは収集しません(車両部品、ペンキ等)。
- 一般的に家庭で排出されないものは収集しません(マネキン、石膏等)。

